阿波市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

- 第1条 本会は、阿波市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。 (事務所)
- 第2条 センターは、阿波市福祉事務所内に置く。

(目的)

第3条 センターは、阿波市において育児の援助ができる者と育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員間による育児の相互援助活動(以下「援助活動」という。)を支援することを目的とする。

(業務)

- 第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行なう。
 - (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
 - (2) 会員の援助活動の調整・斡旋等
 - (3) 会員に対して、援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会等の開催業務
 - (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
 - (5) アドバイザーと地域リーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機 関との連絡調整業務
 - (6) 定期的な広報詩の発行等の広報業務
 - (7) 前各号に掲げる業務のほか、センターの目的の達成に必要な業務

(代表者)

第5条 センターに代表者1名を置き、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク理事長の職に ある者をもって充てる。

(会員)

- 第6条 会員はセンターの趣旨を理解し、育児の援助ができる者(以下「提供会員」という。)又は、 育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)であって、次の各号の要件を満たす者とし て、センターの承認を得た者とする。
 - (1) 市内に在住していること。(依頼会員は市内在勤も含む)
 - (2) 援助活動に関し理解と熱意を有すること。
 - (3) 提供会員にあっては、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
 - (4) 依頼会員にあっては、原則として当該依頼会員の親族であって、小学校6年生までの子 ども(以下「子ども」という。)を有すること。
- 2 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

(入会時)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出しセンターが実施する研修を

受講しなければならない。ただし、センターが認めた者はこの限りではない。

- 2 センターは、入会の承認をしたときは会員として登録し、阿波市ファミリー・サポート・センターの会員証を交付するものとする。
- 3 会員は、登録された事項に変更が生じたときには、会員登録変更届をセンターに届けなければ ならない。

(会員の心得)

- 第8条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
 - (2) 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、 秘密を漏らしてはならない。退会後においても同様とする。
 - (3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。
 - (4) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(保険)

- 第9条 会員は援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。
- 2 前項の保険に係る費用については、センターが負担するものとする。
- 3 会員は、援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。 (損害の補償)
- 第10条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(休会)

第11条 提供会員は、病気その他やむを得ない事由により、援助ができなくなったときは、事前 にそのことをセンターに届けなければならない。

(误会)

- 第12条 会員が退会しようとするときは、速やかにそのことをセンターに届けなければならない。
- 2 会員は退会するときは、会員証をセンターに返還しなければならない。

(会員登録抹消)

- 第13条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。
 - (1) この会則に違反したとき。
 - (2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。
 - (3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
 - (4) その他会員としてふさわしくない非行があったとき。
 - (5) 会員資格を失ったとき。
- 2 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、その理由を明示し、速やかに会

員登録抹消通知書により通知しなければならない。

(アドバイザー)

- 第14条 センターにアドバイザーを置く。
- 2 アドバイザーは、次の業務を行う。
 - (1) センターの事業内容の周知及び啓発に関すること。
 - (2) 会員の募集、登録に関すること。
 - (3) 会員の総括に関すること。
 - (4) 会員の援助活動の調整に関すること。
 - (5) 会員に対する講習会の実施及び会員の交流会の開催に関すること。
 - (6) 地域リーダーの選任及び育成指導に関すること。
 - (7) 他のセンターとの連絡調整に関すること。
 - (8) 会員間のトラブルへの助言に関すること。
 - (9) センターの経理事務等の業務運営に関すること。
- 3 アドバイザーは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役として、地域リー ダーを選任することにより、援助活動の調整を行わせることができる。

(活動費)

第15条 センターは、前条第3項により、地域リーダーが援助活動の調整を行ったときは、予算 の範囲内において、その経費を支給するものとする。

(相互援助活動の内容)

- 第16条 会員が行う援助活動は、次に掲げるものとする。
 - (1) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ(以下「保育施設等」という。) の開始時間までの子どもを預かること。
 - (2) 保育施設等の終了時間後、子どもを預かること。
 - (3) 保育施設等と援助活動を行う場所との間の子どもの送迎を行うこと。
 - (4) 児童の軽度の病気、保育施設等の休日その他の事由がある場合において、臨時的に終日 子どもを預かること。
 - (5) その他会員の仕事と育児の両立等のために必要な援助。
- 2 前項の援助活動は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、子どもが病気の場合その他やむを得ないと認められる場合は、依頼会員の家庭において行うことができる。
- 3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助時間)

- 第17条 提供会員による援助活動の時間(以下「援助時間」という。)は、午前7時から午後9時までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。
- 2 援助時間は、1回につき最低1時間とし、以降30分を単位とする。

(援助活動の実施方法)

- 第18条 依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに対し、その申込みをするものとする。ただし、センター閉所時において援助活動を受けようとするときは、地域リーダー(以下「アドバイザー等」という。)に対し、申込みをすることができるものとする。
- 2 前項の援助の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の2カ月前から2日前までに行う ものとする。
- 3 依頼会員から援助の依頼を受けたアドバイザー等は、援助活動の内容、日時等を確認し、提供 会員との調整を行うとともに援助依頼受付簿にその内容を記録するものとする。
- 4 アドバイザー等は、原則として援助活動開始前に依頼会員と提供会員との事前打合せを行い、 援助活動の内容について十分な協議をするものとする。
- 5 依頼会員は、申込んだ援助以外の援助を求めてはならない。
- 6 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書に内容を記入し、依頼会員の確認を 受けなければならない。
- 7 提供会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を翌月の5日までにセンターに提出しなければならない。

(報酬等)

第19条 依頼会員は、援助活動実施後に提供会員に対し、別に定める基準に従って報酬等を支払 うものとする。

(連絡調整会議)

- 第20条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。
- 2 連絡調整会議は、アドバイザー及び地域リーダー等をもって構成し、地域グループの活動状況 の報告情報交換等を行う。

(交流会)

第22条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行うために交流会を開催するものと する。

附則

- 1 この会則は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 個人情報保護法に定める個人情報の取扱いについては、(公財) 徳島県勤労者福祉ネットワークが定める「個人情報管理規定」によるものとする。

附則

この会則は、平成27年1月1日から実施する。

附則

この会則は、平成27年4月1日から実施する。